

<定義>

本保証内容における「Leapton Solar 太陽電池モジュールの保証」について、関係する各地位を以下に定義します。

- ・リープтонエナジー株式会社は、太陽電池モジュールのメーカーの立場となり、本保証書の文章上においては、「当社」と呼称する事とします。
- ・当社の販売先（卸先）である「商社」、「販売店（販売業者）」、「工事施工店（施工業者）」等の企業で当社との商流において「媒介」を行う企業を「媒介業社」と呼称する事とします。
- ・当社よりの商品を販売した媒介業者等において、最終的に当社の太陽光発電設備を設置配備した事業主を法人・個人を問わず、「お客様」と呼称する事とします。

<検査基準の定義>

本保証内容における「Leapton Solar 太陽電池モジュールの保証」について、リープтонエナジー株式会社の「定格電力」等は、製造時点でのリープтонエナジー株式会社の検査基準に基づき、IEC 61215 規格（JIS C8990）に準拠するものとします。

「定格電力」は、「太陽電池モジュール」が、STC（Standard Test Conditions）条件（標準試験条件）下において発生したワット（Watt）を単位とした電力ピーク値であり、次の（1）（2）（3）の条件に従い定義されます。

- （1）AM（エアマス）1.5 の光スペクトラム
- （2）1000W/m²の照射量
- （3）直角照射時で、25℃のセル温度

<保証期間開始の定義>

原則、保証期間はお客様が太陽電池モジュールの設置を完了した時より開始されます。ただし、当社の保管倉庫、媒介業者、またはお客様にて、6ヶ月間を超えての保管となった場合は、媒介業者またはお客様へ当社より引渡された日（納品日）または、所有権が移転された日より保証期間が開始されるものとします。

<保証の条件>

お客様は製品の適切な取り扱いと使用を行う必要があり、システムの設計、設置、動作環境、および施工説明書、仕様書、マニュアル、指示書等を遵守しなければなりません。またメンテナンスにおいても、同様の指示及び規制等に従う必要があります。

<15年間の製品保証>

太陽電池モジュールの製品保証 — 15年間の修理及び交換の保証について

当社は、Leapton Solar 太陽電池モジュール（以下、「太陽電池モジュール」という）において、以下の条件に従い、15年間（180ヶ月間）の製品の品質を保証します。太陽電池モジュールの品質が基準を満たさない場合、修理または交換、追加で対処致します。（下記<補償>参照。）

尚、ここでの限定製品保証には、特定の出力の保証は含まれていません。特定の電力の出力保証は、<25年間の電力（出力）保証と出力の減衰>によって個別に規定されます。

◎対象商品の取扱説明書に基づき、適切な設置が行われ、通常使用の環境下で適正な使用を行って

ること。

- ◎保証対象となる製品の一部または全部において、引渡し時の検収において異常が無いこと。
- ◎保証対象となる製品の一部または全部の品質において、仕様の材料及び工場出荷時の異常が無いこと、欠陥がない商品と判断がされていること。
- ◎使用において対象商品の取扱説明書及び製品仕様書等に規定している通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下で、機能性に異常が生じる状態でないもの。

<25年間の電力（出力）保証と出力の減衰>

当社は、保証開始日から25年以内に、初期保証電力に関連する電力出力の減衰が、製品の標準試験条件（STC）で測定された場合に、関連する製品データシートで示されたピーク電力 p_{max} (Wp) に電力出力許容誤差 p_{max} (%) を掛けた値の下限を超えないことを保証します。

- a) 高温、高湿度、水上架台等利用の環境下で、多結晶製品の場合（IEC 証明書のモデルによる）：初年度の減衰率は公称最大出力の2.5%、その後は年間0.65%毎が減衰し、25年保証終了時の最大出力は、81.9%以上が維持されるものとします。
- b) a) その他の環境では、多結晶製品の場合（IEC 証明書のモデルによる）：初年度の減衰率は公称最大出力の2.5%、その後は年間0.55%毎が低減し、25年保証終了時の最大出力の84.3%以上が維持されるものとします。
- c) 高温、高湿度、水上架台等利用の環境下で、単結晶製品の場合（IEC 証明書のモデルによる）：初年度の減衰率は公称最大出力の2.5%、その後は年間0.65%毎が減衰し、25年間の保証終了時の最大出力以上81.9%以上が維持されるものとします。
- d) c) その他の環境では、単結晶製品の場合（IEC 証明書のモデルによる）：初年度の電力出力の減衰率は2%、その後は年間0.55%毎が低減し、25年間の保証終了時の最大出力の84.8%以上が維持されるものとします。
- e) 出力の減衰に係る実際の電力は、STC条件下で検証し、当社または当社によって承認された第三者の試験機関によって測定する必要があります。（注：STC条件下での検証での測定システムの不確実性においては、実際の出力の測定値と加算され適用されます。）
- f) 高温高湿度環境の定義：温度条件は年平均温度>23℃、最低月平均温度>18℃、湿度条件は年平均RH>70%、最低月平均RH>60%です。
- g) 出力低下率の計算式

$$\text{出力減衰率} = [1.00 - (\text{実測出力} / \text{公称出力})] \times 100$$

※ 公称出力は、対象商品の型式における出力を指します。

<補償>

異常品と認定された製品の補償は、原則、太陽電池モジュールの修理、補償品（代替品）の提供または追加をもって行われます。補償品は、交換または追加の対象となる既設の太陽電池モジュールの電力（出力）を元に算出され、当社自らの判断により、同等またはそれ以上の出力の太陽電池モジュールを補償品として、交換または追加することとなります。よって補償品の提供は、太陽電池モジュールの枚数によるものではありません。また交換工事においては、補償の対象ではありません。

<適応除外と免責>

下記の事項に該当する場合は、如何なる場合でも太陽電池モジュールの製品保証の適応除外となり、当社は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

- A. 製品保証に係る補償の申請が保証期間外で行われた時。
- B. 製品の取り扱いにおいて、間違っただ使用法、誤用、不注意、怠慢または事故等に起因して不適切な使用があった場合。
- C. 製品を改造、不適切な設置または使用した場合。
- D. 当社の提供する製品に関する取扱説明書、製品説明書、設置・使用・保守等のマニュアルを遵守しなかった場合、またカタログ、パンフレットに記載の注意事項等を遵守していない場合。
- E. 太陽電池モジュールの汚濁等を原因とした出力低下の場合。
- F. 本来の製品機能に異常が無く、経年劣化、外観の変化に起因する場合。
- G. 重塩害地域とされる地域での塩害を原因とした製品の劣化等がある場合。（※ 太陽光発電所の全部またはその一部が、海岸線より500mの距離に接触する場合には、重塩害地域とする。）
- H. 当社が認証した技術者以外の者による修理や仕様の変更を行った場合。
- I. 既設の太陽電池モジュールにおいて、電力サージの発生、落雷、洪水、火災、事故等による破損及び当社が制御できない事象に起因した破損等が発生した場合。
- J. 製品に貼付されている型番及びシリアルナンバー等が変更、消去、剥離される等の理由で、判読や特定が出来なくなった場合。
- K. 設置場所の変更、移動、を行った場合。また届出書面等による設置場所の住所の誤記、相違等の場合を含む。

<保証の範囲について>

当社が、販売する太陽電池モジュールの保証の範囲は、製品としての異常に起因するものに限りま
す。したがって、太陽光モジュールの設置等に付帯する工事等に係る設備の損失、利用の損失、人身
の傷害や財産の損失、利益の損失、生産の損失、その他の損失損害に関しては、如何なる責任及び義
務を一切負いません。

当該保証におきましては、当社と媒介業社またはお客様の間で書面により約定した押印済み書面に
よる約定を除いては、口頭による保証やその他の書面による保証よりも優先されます。

尚、当社の補償額の範囲は、お客様に販売した太陽電池モジュールにおいて、当社が支払いを受け
た金額を超えないものとします。

<保証の履行（保証書の発行）及び補償>

当社が販売する「太陽電池モジュール」を正規に購入し、設置するお客様へは、保証の履行の証と
して、製品の保証書を発行致します。

正規の購入とは、当社の販売先である媒介業者を介して購入する、または、お客様が当社より製品
を直接購入する事をいいます。

最終的に当社の「太陽電池モジュール」を設置するお客様を対象とし、保証書の発行を行います。
保証書を発行するにあたっては、当社の商品を扱う媒介業者がある場合は、それらの企業を通じて保
証書の入手手続きまたは請求をおこなって頂くこととなります。当社は、商品の媒介を行う各業者
に対し、保証書の入手手続きまたは請求に係る助言を行い、当社の「太陽電池モジュール」を
設置したお客様に対して、保証書の発行及び保証の履行が実行できる様に助言及びアドバイスを
致します。

当社の「太陽電池モジュール」を設置したお客様において、当社が支払いを受けるべき代金の全額
の受領がない場合、保証の履行及び保証書の発行はできません。

尚、保証内容の範囲で製品に異常があった場合の補償においては、文書による申請を行うことが前
提となります。お客様と直接的または間接的な情報の交換等をおこなった上で、異常品である認定を

当社にて行います。対象の製品が異常品に認定された後、補償の対象となった「太陽電池モジュール」は、当社の指示に従い、返送または処分等を頂く事となり、修理または補償品、追加の商品を納品させて頂きます。

当社が販売する「太陽電池モジュール」を正規に購入し、製品の保証書の発行をしたお客様において、その所有権の譲渡及び相続等が発生した場合、原則として「＜適応除外と制限＞」に該当する場合作を除き、新たな所有者に対して製品の保証内容は継承されるものとします。

譲渡の場合は、旧所有者であるお客様が、媒介業者が介在する場合には媒介業者を通じ、直接取引の場合には、お客様が保証書の再発行の申請を当社に対して行う事とします。相続の場合においては、上記と同様の流れで、相続人が媒介業者を通じる等し、当社に対し保証書の再発行の申請を行う事とします。

<補償の請求（賠償請求）>

当社への補償の請求においては、お客様が立証責任を負うものとします。お客様において、当社より正規に販売された「太陽電池モジュール」の保証内容に合致しないと判断した場合、お客様は速やかに商品を販売した媒介業者等を介して、文書にて以下の情報を記載（コピー等は添付する等）し、当社に対し、1ヵ月以内に通知を行って下さい。

- 補償の対象となる太陽光モジュールの保証書の写し（コピー）
- 補償の請求を行う法人または個人の住所、氏名、連絡先（電話・FAX・メールアドレス等）
- 補償の対象となる太陽光モジュールの設置場所の情報（発電所名称・住所・電力受給契約要綱）
- 補償の対象となる太陽光モジュールの詳細状況を説明した文書、写真、データ等を含む説明資料
- 補償の対象となる太陽光モジュールに関する情報（型式番号・シリアル番号・保証開始日）
- 当社が求めるその他の追加資料

異常品の補償の認定においては、当該異常品を当社へ提出し製品の検査をするか、上記＜検査基準の定義＞に記載の基準にて検査の出来る第三者機関にて検査をすることができます。その検査結果をもって、当社は、当該異常品の補償の認定を行うか否かの判定を行います。

補償の認定となった場合は、当社は、＜補償＞・＜保証の履行（保証書の発行）及び補償＞の内容に従い、異常品の検査の為に輸送費用、検査費用を当社が負担するとともに、異常品の修理または補償品、追加の商品を納品させて頂きます。

補償の認定とならなかった場合には、お客様にて、異常品の検査の為に輸送費用、検査費用を負担して頂き、提供品を返還させて頂きます。当社よりの補償の提供はございません。

<紛争>

当社の「太陽電池モジュール」の保証内容の範囲で、製品に異常が発生した時、または異常を認識した時より1年以上が経過した場合は、お客様への保証は対象外となります。従いまして、一切の議論、求償の対応も行いません。また保証請求に関連し紛争が発生した場合には、当社と媒介業社またはお客様との間で結ばれた売買基本契約書に準拠し、民法に従い解決する事とします。

<保証期間と補償品について>

保証の履行に伴い交換された補償品である「太陽電池モジュール」の保証の期限は、交換に際し出荷された時点より保証期間が開始されるのではなく、元の「太陽電池モジュール」の保証の期限に従うものとします。補償品の保証期間の期限の延長はございません。

また、交換された「旧太陽電池モジュール」は、当社の所有物となります。当社は、補償品または

追加の商品において、元の商品と異なるタイプの「太陽電池モジュール」（サイズ・色・形状及び出力の異なる商品）を提供することができるものとします。

補償品または追加の商品については、「太陽電池モジュールの製品保証」に記載の様に、太陽電池モジュールの出力を元に算出され、同等またはそれ以上の出力の太陽電池モジュールを補償品（交換品）または追加の商品として受け渡すこととなり、枚数によるものではありません。また交換工事・設置工事においては、補償の対象ではありません。

<不可抗力>

地震、台風、津波その他の自然災害、戦争、暴動、内乱、テロ行為、法令・規則の制定・改廃、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、疫病の蔓延、その他の不可抗力事由により、当社の製品の製造または輸送等において、労働力の確保、原材料の確保、生産能力の確保、輸送能力の確保、その他技術の確保 等が不可能な場合の履行遅滞又は履行不能においては、不可抗力となり、当社は、媒介業者及びお客様に対して一切の責任を負いません。

<有効の範囲>

本保証は日本国内においてのみ有効です。